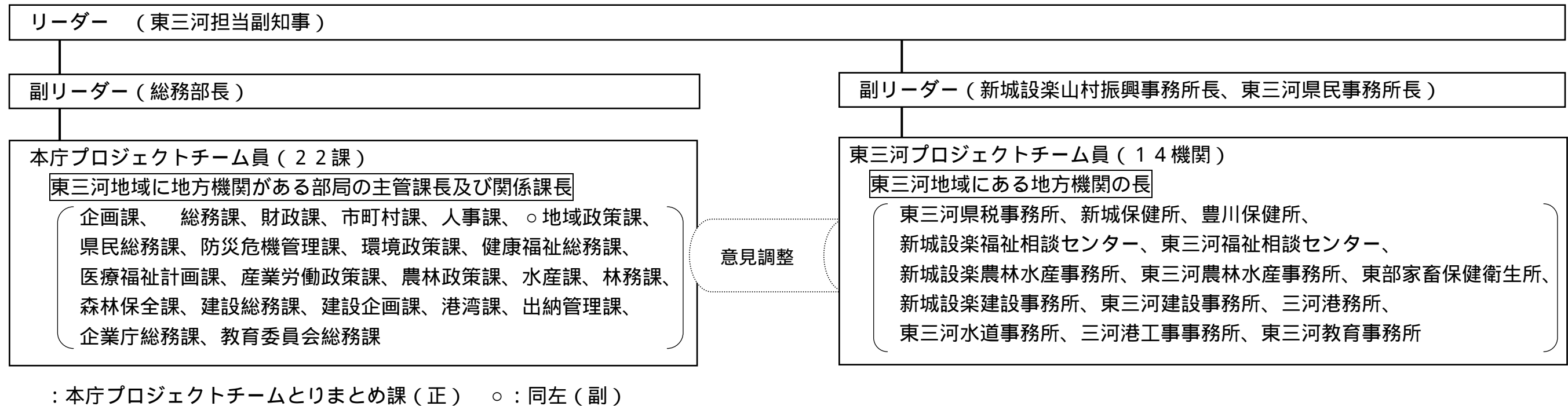


東三河県庁（仮称）設置プロジェクトチームについて

「東三河県庁」（仮称）の設置に向けて、その役割や機能、地域で総合的な判断ができる権限・執行体制を検討するため、庁内の関係部局（課室、地方機関）によりプロジェクトチームを設置する。

1 プロジェクトチームの体制



2 主な調査・検討・調整内容

- （１） 東三河県庁（仮称）の役割と機能
- （２） 東三河県庁（仮称）の権限・執行体制
- （３） 権限・執行体制に合わせた条例・規則等の規定整備
- （４） 東三河地域のあり方と振興策
- （５） 山村振興対策、三遠南信地域連携などの個別対策との関係の整理
- （６） 東三河地域の市町村始め地元関係者からの意見聴取・調整
- （７） 東三河地域の市町村始め地元関係者への事前説明
- （８） 他地域の県民事務所を始めとする地方機関のあり方
- （９） 東三河地域の防災・危機管理体制

3 その他

- （１） 上記２の具体の検討にあたっては、適宜、関係所属をメンバーとする「検討作業班」を設置する。
- （２） 事務局は、総務部総務課（東三河県庁設置準備Ｇ）及び東三河県民事務所とする。